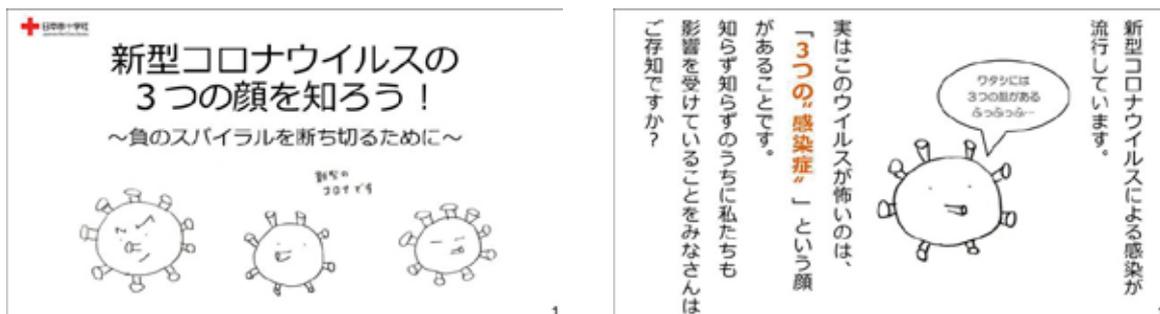


日本赤十字社が「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を掲載しています。
全文は「日本赤十字社」のホームページよりご覧頂けます。



【相談窓口】ご相談は無料です！

新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗・中傷をはじめ、人権侵害などについてお悩みの方はご相談ください。

● みんなの人権110番

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

TEL 0570-003-110

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

● 違法・有害情報相談センター（インターネット相談）

インターネット上での違法・有害情報に関する相談窓口です。「氏名や住所を無断で公開された」や「誹謗・中傷にあたると思われる書き込みをされた」、「自分の写真が許可なく掲載されているので削除したい」などインターネット上での人権侵害に関する相談ができます。

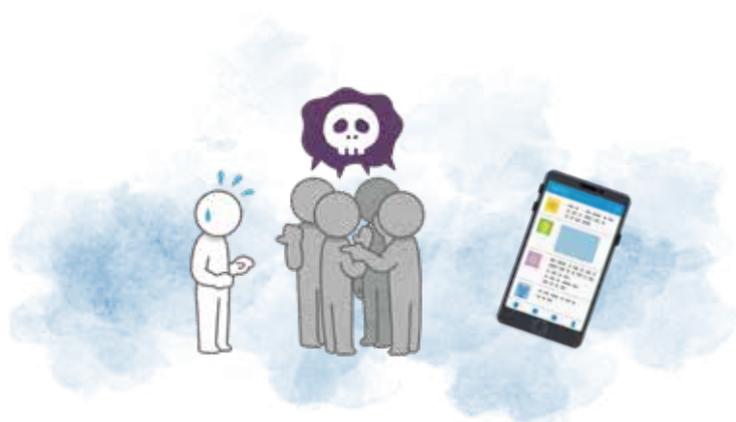
URL : <https://www.ihaho.jp/>

● (市) 人権啓発・部落差別解消推進課 TEL : 0978-27-8122 宇佐市隣保館 TEL : 0978 - 33 - 1707

人権に関する相談を当課の職員がお伺いします。お気軽にお越しください。必要に応じて関係する行政窓口等へお繋ぎします。

受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで

新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別をなくしましょう



新型コロナウイルスが国内外で広がりを見せており、県内でも感染者が確認されています。感染した方やそのご家族、医療機関関係者やそのご家族、海外から帰国された方ならびに外国人の方等に対する不当な差別や SNS 等における根拠の無い差別的な書き込みが広がっています。

感染症の歴史に学ぶ

かつてハンセン病により激しい差別が日本で起こりました。ハンセン病とは、らい菌によって起こる感染症です。昭和6年に「癩予防法」が制定され、「無癩県運動」が展開され、ハンセン病患者は強制的に療養所に収容される状況に追い込まれました。ハンセン病患者は戦後、特効薬により病気から回復し、現在、法律的には「癩予防法」は廃止されましたが、回復した方々への社会の受け入れは十分ではなく、病気が完治したにも関わらず、未だに療養所で過ごす方々も多くいます。その歴史において、差別や偏見が急速に拡がり、人権侵害が起こりました。私たちはこの同じような過ちを二度と繰り返してはいけません。

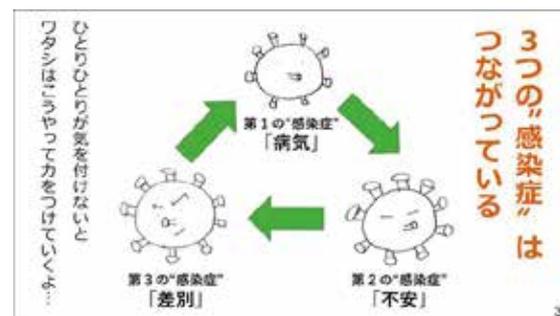
この状況が長期化する中で、差別に繋がる不安に振り回されないために、ウイルスに関する悪い情報ばかりにとれわれすぎないか、安心できる相手とながれているかなど一度立ち止まって自分を見つめてみましょう。そして、自分ができていることを認めたり、今の状況だからこぞできることに取り組んだりしてみましよう。

小さな子どもや高齢者のいる家庭、感染して治療を受けている人とその家族、医療従事者、

この状況が長期化する中で、差別に繋がる不安に振り回されないために、ウイルスに関する悪い情報ばかりにとれわれすぎないか、安心できる相手とながれているかなど一度立ち止まって自分を見つめてみましょう。そして、自分ができていることを認めたり、今の状況だからこぞできることに取り組んだりしてみましよう。



この3つの感染症と闘うために私たちにできること



日本赤十字社は、新型コロナウイルスには「3つの感染症」があり、負のスパイラルで拡がっていくことを危惧しています。つまり、病気が不安や恐れをよび、「危険」というレッテルを貼ることでさらに不安を煽り差別に繋がってしまうことです。ウイルスは見えないため、私たちは強い不安や恐怖を感じてしまうことがあります。しかし、その不安や恐怖から人を傷つけてしまったり、偏見や差別をしてしまうことは間違っています。

新型コロナウイルスの「3つの感染症」